

災害応急用井戸登録申込から登録までの流れ



- 1 災害応急用井戸登録にご協力いただける方は、まず、環境局環境対策課に電話でご連絡ください。
- 2 後日、市職員がお宅に出向き、災害応急用井戸登録の要件を満たしているか等、井戸の状況を確認します。井戸の所有者の方は「災害応急用井戸登録申込書」にて、申し込んでください。
- 3 確認の結果、井戸が登録要件を満たした場合、仙台市から災害応急用井戸登録証と登録プレートを申込者に交付します。
- 4 登録完了です!!
お宅の入り口などに登録プレートの掲示をお願いします!

近所の皆さんで、防災について話し合う時には、災害時の井戸水利用についても検討し、情報を共有して災害に備えましょう。

また、井戸水は井戸所有者の善意で提供されるものです。所有者の方の気持ちに配慮し、皆さんでお互いに協力して井戸水を使用しましょう。



災害応急用井戸について詳しくは…

- 仙台市ホームページ(トップ:くらしの情報 > くらしの安全・安心 > 防災・災害対策 > 災害に備えて > 災害応急用井戸について)
<http://www.city.sendai.jp/taisaku-suishin/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/ido/index.html>
登録状況・登録事業所リスト・申し込み方法・東日本大震災における利用事例

仙台市環境局環境部環境対策課

〒980-8671
仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎5階
TEL : 022-214-8223(直通・申込先)
FAX : 022-214-5378
Eメール: kan007120@city.sendai.jp

お問い合わせ・
登録申込は…

災害応急用井戸を 募集しています!

皆さんの家や会社の井戸を
災害時に活用しましょう!



仙台市では、大規模な災害が発生して、万が一水道の供給が停止したときに、井戸水を雑用水として近所の方に提供していただく、「災害応急用井戸」の登録を進めています。現在約300件の井戸が登録されています。

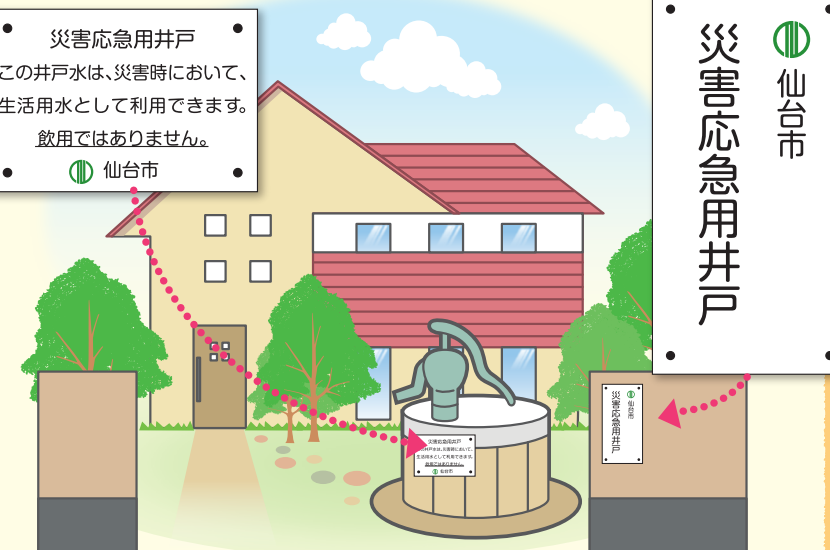
再びいつ襲ってくるかわからない災害に備え、災害応急用井戸の登録をさらに進めていきます。市民のみなさん、事業者の皆さん、ご協力をお願いします!

東日本大震災で
利用された
災害応急用井戸



津波が浸水し、電気も水道も止まっていましたが、手押しポンプで汲み上げた井戸水を使って、住民の皆さんが清掃等を行っていらっやいました。
(若林区笹屋敷地区、平成23年4月14日撮影)

- 災害応急用井戸
この井戸水は、災害時において、生活用水として利用できます。
飲用ではありません。
● 仙台市



仙台市
災害応急用井戸

仙台市

災害応急用井戸とは?

Q. どうして災害応急用井戸が必要なの?

A. 災害時の雑用水不足を補うためです。

災害時に水道の供給が止まった場合、飲用水については給水車で市民一人当たり3ℓ/日を給水できるように仙台市では日ごろから準備しています。しかし、限られた給水車の水はまず飲用に使うため、災害の規模が大きい場合には、清掃用、トイレ用、洗濯用などの雑用水の不足が予想されます。災害応急用井戸は、そのような時に皆さんが日ごろから使用している井戸を地域のみんなで活用するものです。

東日本大震災では、市内の断水人口は一時約50万人にのぼりました。断水した地域において、水洗トイレや掃除用の水として、井戸水は貴重な水源となりました。東日本大震災後の利用状況について聞き取りを行った結果、断水のあった地域の災害応急用井戸の8割近くで井戸水の利用・提供がありました。

●東日本大震災における災害応急用井戸の活用事例 (井戸の所有者への電話聞き取りによる)

近所のグループホームに、バケツで数十杯給水車が来るまで提供し、雑用水に使われた。

バケツで汲み上げ、炊き出しの洗い物用に提供した。

2ℓペットボトル200本以上に井戸水を汲んで、近所に軽トラックで配って回った。

100人程度に提供した。道路に蛇口があるので夜間も使え、インターネットで呼びかけたら大勢が利用しに来た。

Q. 災害応急用井戸の登録の要件はありますか?

A. 登録要件は次のとおりです。詳細についてはお問い合わせください。

- ① 仙台市内にある井戸であること。
- ② 現在使用していて、今後も引き続き使用する井戸であること。
- ③ 地震災害等の非常時に当該地域の住民が使用できる場所にあること。
- ④ ポンプなど井戸水をくみあげるための設備があること。
- ⑤ 地震災害等の非常時の井戸水利用について井戸の所有者が同意していること。
- ⑥ 井戸の所有者が井戸所在地の公表に同意すること。

Q. 井戸水はどのような用途に使用できるの?

A. 飲み水以外の雑用水です。

災害時に水道の供給に支障が出た場合に、清掃用、トイレ用、洗濯用など、飲み水以外の雑用水に使用します。

Q. 自宅近くの災害応急井戸はどこで確認できるの?

A. 各区役所の区民生活課で確認できます。

各区役所の区民生活課と環境局環境対策課で、災害応急井戸の所在地を確認できます。また、事業所については仙台市ホームページにリストを掲載しています。これにより、井戸の所在地等の情報は公開されることになります。

自宅の井戸を災害応急井戸に登録していただいた場合は、家の入り口などに「災害応急井戸」と記載したプレートの掲示をお願いしています。

Q. 井戸水の水質検査をしていないと登録できないの?

A. 登録できます。

災害応急井戸の水は、飲み水以外の清掃用、トイレ用、洗濯用などの雑用水として使用するの、飲用のための水質検査をしていなくても、登録可能です。

Q. 電動ポンプを設置している井戸の場合、停電時に使えなくなり、水がくみあげられないけど…?

A. 電気復旧後にご協力ください。

電気は水道に比べ比較的早く復旧するといわれています。また、東日本大震災では、水道の全面復旧に1ヶ月かかりましたが、電気は一週間で市内のほぼ全域で復旧しました。所有している井戸のポンプが電動の場合は、電気が復旧した時点で協力をお願いします。

手押しポンプが設置された井戸